

議案第10号

富津市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
富津市立小学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月3日提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

児童数の減少に伴い、一定規模を有する教育環境への改善を図る目的から、令和8年4月1日をもって、大貫小学校及び佐貫小学校を統合して大佐和小学校とし、並びに天羽小学校及び環小学校を統合して天羽小学校とするため、条例の一部を改正するものである。

富津市立小学校設置条例の一部を改正する条例

富津市立小学校設置条例（昭和46年富津市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

富津市立大貫小学校	富津市小久保114番地
富津市立吉野小学校	富津市絹176番地 3
富津市立佐貫小学校	富津市鶴岡989番地 1
富津市立天羽小学校	富津市数馬581番地 1
富津市立環小学校	富津市上後328番地

」を

「

富津市立大佐和小学校	富津市小久保114番地
富津市立吉野小学校	富津市絹176番地 3
富津市立天羽小学校	富津市数馬581番地 1

」に

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。